

# 山口県報

平成29年  
3月28日  
(火曜日)

## 目 次

○人委規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………一

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………三

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第一号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の七条を加える。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第一条の二 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、山口県警察学校初任科の学生及び臨時的任用をされた職員とする。

第一条の三 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める期間（次条第一項及び第一条の八において「単位期間」という。）は、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち

職員が選択する期間とする。

第一条の四 条例第三条第三項本文の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 条例第三条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とする。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日（条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日という。以下同じ。）その他人事委員会の定める日（次項において「休日等」という。）については、七時間四十五分（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、当該短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間）とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間未満とすることができるとすること。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で任命権者が事務部局ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該事務部局に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を含めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第三条第三項本文の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第二号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第三号に定める基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会の定める場合に係る条例第三条第三項本文の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第一項第三号に定める基準によらないことができるものとする。

第一条の五 条例第三条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対

して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

5 申告並びに第三項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第一条の六 条例第三条第三項第一号のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができる職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第三条第三項第一号のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者（祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。）及び第三号に掲げる者）は、職員と同居する者に限る。）とする。

一 一親等の親族（父母、子及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第十二条第十号並びに別表第三において同

じ。）の父母を除く。）

二 二親等の親族

三 配偶者の父母の配偶者（配偶者の父母を除く。）

3 条例第三条第三項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子（条例第三条第三項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

二 条例第三条第三項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間（人事委員会が定める場合にあつては、一週間）以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第一条の七 第一条の五第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

3 第一条の五第二項の規定は、第一項の届出について準用する。

第一条の八 第一条の五第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の途中において第一条の六第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなつた直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第六条第二項中「任命権者は、」の下に「条例第三条第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第七条の二第一項中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十二条第十号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第十三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十三条の三第二項中「二時間」の下に「第十二条第七号に掲げる場合における休暇、」を加え、同条第三項中「範囲内」の下に「第十二条第七号に掲げる場合における休暇、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「第十二条」を「第十二条第二号」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務に係る一日の勤務時間の下限）

第九条 条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める時間は、二時間とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「子」の下に「（条例第十七条第一項において子に含まれるものと

される者を含む。第七号、第八号の二、第八号の三及び第十号並びに別表第三において同じ。）」を加える。

第十四条の三第二項中「二時間」の下に「第十三条第七号に掲げる場合における休暇、」を加え、同条第三項中「範囲内」の下に「第十三条第七号に掲げる場合における休暇、」を加える。

第十四条の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十七条第一項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である学校職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない学校職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日印刷

発行人所

山口県知事